



即位・大嘗祭違憲訴訟の会 NEWS

〒202-0022 東京都西東京市柳沢2-11-13

e-mail : sokudai@mail.zhizhi.net HP : http://sokudai.zhizhi.net

郵便振替口座 : 00120-3-293255 (即位・大嘗祭違憲訴訟の会)

第12号

何もしない、何も言わない被告側代理人 第10回口頭弁論報告

第10回口頭弁論に至るまで原告側弁護団の準備書面作成のための測り知れない労苦が積み重ねられた。

口頭弁論に先立って提出された第11準備書面において、政府が今回の代替わり諸儀式が「皇室の伝統に即した」と主張したのに対して、長い歴史において代替わり諸儀式は一樣ではなく様々な変遷があったこと。登極令が定めた近代天皇制における代替わり諸儀式は、絶対的の神権を持った天皇統治を現すもので、長い歴史の中でも特異なものであること。つまり、登極令に則った今回の諸儀式が「皇室の伝統に即した」とは言えないことが主張された。

第12準備書面においては、日本国憲法が定めた象徴天皇制においては、国家神道体制下の政治・道徳・精神的権威を「神道指令」が排除させた延長線上にあり、天皇の地位と役割は憲法の定める国事行為に極めて制限されたものであって、天皇が行う「儀式」も宗教性が入り込む余地のないことが主張された。

第13準備書面においては、日本国憲法の政教分離原則と象徴天皇制との関係において今回の代替わり諸儀式が逸脱したものであったことを皇室財政との関係においても説明した。この三つの準備書面を合わせると堂々129頁に渡る超大作。まさに弁護団の血と汗と涙の結晶である。本当に頭が下がる。

それに対して、被告側代理人は何もしない、何も言わない。第10回口頭弁論においても準備書面11-13の要点が原告側弁護団から主張され、裁判長も、「では、一通り原告側の概ねの主張が出たわけですので、次回は、被告側からこれらの主張に対して認否を含めて主張されるということですのでよろしいですか？」と問うと、被告(国)側は、「今のところ何らかの主張は予定しておりません」と臆面もなく答える。絶句した。今までも何も主張しない、答えない様は異様であったが、

今回の口頭弁論も5人も雁首を揃えて、何も主張する予定はないと。さすがの裁判長も「まあ、そうは言っても、せめて法律論の主張の認否については検討してもらえませんか」と願う。それでも被告側は「検討します」と言うのみ。

原告側は何冊も本を読み、念入りな主張を整えるために、準備書面を期日まで間に合わせようと血を吐くほどの労苦を重ねた。きっと連日徹夜だったのではと思う。ところが向こうは何もする気もない。

閉廷後の報告集会で、なぜ、国側は、何も主張もし

国家賠償請求裁判 第11回口頭弁論

2022年5月23日(月)14時30分～
東京地方裁判所103号法廷

*原告、支援者のみなさま、体調と相談の上、ぜひ傍聴においでください。

●法廷終了後、報告集会を開催します

・場所:日比谷図書文化館(日比谷公園内)セミナー
ルームB

・時間:15:00くらいから(法廷終了後、会場にみなさまが集まれたところで開始します)

・参加費:500円

*法廷でのやりとりや今後の展開等について、弁護団より説明があります。また、傍聴された皆さまからのご意見やご質問を受け、共有する場でもあります。ぜひご参加ください。

ないのだろうか、との質問が相次いだ。弁護団の説明は「何もしないでも勝てると思っているので、立ち入る必要はない、と思っているのだろう」とのこと。要は「どうせ判事は、大それた判決を書く気もないだろうから、黙っていよう」と、初めから何もしないと決めてかかっている、ということ。これで被告代理人に税金から高給が支払われるのかと思うと、理不尽極まりないと思った。

口頭弁論前に裁判所前で、裁判のアピールをしていると公安警察が5人も勢揃いして、私たちの記録をあからさまにメモに取り威嚇をした。法廷が終わった後

には、裁判所ロビー内にまで公安は入って来て、私たちの動向を追っていた。あの人も税金で雇われて、公務員としての貴重な時間を使って、私たち市民の監視をしていると思うと、何とも言えない気になった。原告は手弁当で、交通費も自腹で沖縄から、遠くから駆けつける。弁護団もほぼ雀の涙程度の報酬で、計り知れない労苦を重ねる。向こうはメモをとって高給。何もしないで黙っていて高給を得る。しかも私たちの税金から。政府が不要だとは言いつもりもないが、こんなことをやっている政府は心から不要だと思った。

(星出卓也=原告)

つくられた伝統——第10回口頭弁論を傍聴して

鳥家治彦 ●少数者の人権を求める会 (山口市)

東京地方裁判所での1月31日の口頭弁論に朝早く新山口駅から新幹線に乗って行きました。昨年10月の前は原告弁護団は弁論させてもらえず、すぐ終わりがっかりさせられました。どうなるのかと心配になりました。3年にわたる裁判もいよいよ大詰めを迎えてきました。今回は3人の弁護士さんの素晴らしい弁論を聞くことができ、遠くから来た甲斐がありました。ありがとうございました。第11、12、13準備書面の作成は大変だったと思います。お疲れさまでした。

原告弁護団の気合いの入った陳述は裁判官の心を動かし、反論する気のない国側に反論を促す発言を引き出しました。私達の憲法論の方が正しいので国側は反論できるのかと思います。さて即位した新天皇は大嘗祭においてアマテラスと新穀を共食することで天皇霊を受け継ぎ神となるという(異論あり)。そのような教えを信じる自由は憲法において保証されているのはここで改めて言うまでもありません。信じたい人は信じたいと思います。問題はかつて「大祀」に分類された宗教性の極めて高い大嘗祭に国費を投入し公的な行事とすることは平和憲法から見てどうなのかということです。

弁護団は平和憲法のもとでの象徴天皇制における皇位のあり方はどうあるのかを分かりやすく陳述されました。「主権の存する日本国民の総意に基づく」象徴天皇は「この憲法の定める国事に関する行為をのみ行う」とあり7条に示された名目的形式的なものに限定され、宗教的儀式である皇室祭祀は私事であり公的な儀式とすることはできないと主張されました。そうであるの

に政府は大嘗祭は世襲の皇位継承のための大切な伝統的行事であり公的な性格を持つとして廃止された登極令に準じて国費を投入して挙行了しました。弁護団は継承儀式は時代時代によって内容が変遷していて近代天皇制の儀式は決して伝統的なものとは言えないと主張されました。そうだと頷きました。

ヨーロッパの民主主義の根底にキリスト教があることを見ていた薩長藩閥政府は皇室を国民国家の基軸に据えようと考え、吉田松陰の影響を受けた伊藤博文は影のように寄り添っていた井上毅と「万世一系」というフィクションを考え、日本が建国されて以来の伝統として明治憲法に書き込んだのです。明治憲法のもと三大神勅に基づく神権天皇を大々的に演出するために大嘗祭は挙行されました。それが登極令です。

弁護団は平和憲法は天皇の宗教的・道徳的権威を否定したところに成り立っている、今回の大嘗祭は明治憲法を復活させ神権天皇制を再生産するものだと主張されました。金森徳次郎は宮中祭祀は天皇家の私的な祭祀だと発言したことを紹介されました。私は国は憲法20条で禁止されている「宗教的活動」を堂々とやっただと思います。そしてそれはマスコミによって大々的に宣伝されました。憲法を改正して天皇を元首にし再び国家の基軸に据えようとしている企ては許してはならないと思います。天皇の宗教的・道徳的権威を頂点とする国家神道は信教の自由や思想・良心の自由を侵害してきたことを忘れてはならないと思います。国は「人の内心を強制的に告白させもしくは推知する」行為や「特定の内心の形成を狙って特定の思想を大規模かつ組織・継続的に宣伝する」行為をしてはならないと佐藤

幸治京大名誉教授は言われました（第7準備書面）。

弁護団は平和憲法に書き込まれた政教分離の持つ意味を改めて強く主張されました。明治憲法では権利の保証は天皇のお恵みによって与えられた法律の範囲内の権利保証でした。私の祖母は一生懸命キリスト教を信仰してきました。戦時中警察に呼ばれ「天皇とキリストのどちらがえらいか？」と詰問され「お前の信仰は国体に反する」として所属する教会・教団は解散命令を受け迫害されました。平和憲法では信教の自由は天賦人権として保証されています。憲法13条にかけがえのない個人の尊厳が明記されました。弁護団は政教分離は厳しく解釈されなくてはならないと主張されました。国家を絶対視する日本においてその通りだと思えます。天賦人権の保障と政教分離はコインの表と裏に当たると思えます。

私としては首相がお正月に伊勢神宮に参拝するのさえおかしいと思っているのに大嘗祭を国費を投入して国家祭祀として行うことはあり得ないと思えます。権力者は自らの統治の正統性を補完するために国民の天皇を崇敬する心を利用しています。今回の代替わりはそれが甚だしかったと思えます。国民も安定した社会秩序のためそれを求めているのでしょうか。そうは思いません。でも日本の民主主義はまだ未熟なのかなと思います。だからこの裁判のように草の根から声を上げる必要があると思えます。私達は少数者ですが仲間が全国にたくさんおられとても元気を貰いました。沖縄からも天皇制を問うておられ素晴らしいです。コロナに負けないで頑張りましょう。私見をかなり入れてすみませんでした。

「即位・大嘗祭違憲訴訟（第2次差止訴訟）」不当判決に抗議する

*前号既報の通り、即大訴訟の「第2次・人格権に基づく差止め請求裁判」は、昨年11月17日に東京高裁において控訴棄却の不当判決が下されました。同日付で発し、前号ニュースにも同封した抗議声明文を再録します。

本日、東京高裁小野瀬厚裁判長は、「即位・大嘗祭違憲訴訟（第2次）」の分離された《人格権に基づく差止請求の訴え》に対し、本年3月24日、東京地裁鈴木昭洋裁判長が言い渡した不当な却下判決をそのままに認める控訴棄却を言い渡した。

私たちはこの不当判決に対して強く抗議するものである。

そもそも、この《人格権に基づく差止請求の訴え》とは、私たちが一体のものとして提起した国家賠償請求と違法支出差止請求を、東京地裁が不当にも国家賠償請求と支出差止請求とに分離し、東京地裁古田孝夫裁判長が差止請求を却下。私たちの控訴に対し、東京高裁足立哲裁判長が原判決破棄・差し戻しを判決したところ、東京地裁差戻審が、《納税者基本権に基づく差止訴訟》と《人格権に基づく差止訴訟》とにさらに勝手に分離、《納税者基本権に基づく差止訴訟》は一度の口頭弁論も開かれないうまま、東京地裁が却下・東京高裁も控訴棄却で確定してしまい、《人格権に基づく差止訴訟》も東京地裁鈴木昭洋裁判長が不当に却下したため、本日の東京高裁小野瀬厚裁判長の控訴棄却判決となったものである。

そもそも、日本国憲法は第76条第2項で「特別裁判所は、これを設置することができない。」と定め、大日本帝国憲法下の行政裁判所を否定したのではなかったのか。また、国の行為について住民訴訟を提起できないのは法の欠缺といわなければならない。

本不当判決の論理は、諸儀式は「個々の国民」に向けられたものではなく、たとえ宗教的感情を害するものであったとしても、「具体的権利侵害」はないとするものである。諸儀式が個々の日本国に居住する人間に向けられたものでないならば、なぜかように多額の国費を費やしてこのような儀式を行なう必要があるというのか。儀式を行なう側は、その効果を認識しているからこそ行なうのである。政府の式典委員会は「各式典が、国民こそって寿ぐ中でつつがなく挙行できるよう」に協力を求めていたし、「国民こそって祝う」という首相の言葉は新聞やTVでもよく読まされ聞かされた。また、儀式を賛美する言論はメディアを通して報道され続けた。これは祝うのが当然という「教育」であり、祝意の強制であり、このような国の儀式にはこの国に生きる者の信教の自由も、思想・良心の自由も保障されない。「思想の強制などで直接不利益を受ける」ような事態にならないように、国の行動を規制することが裁判所の役割ではないか。

我々は、東京高裁小野瀬厚裁判長の本件不当判決に対し強く抗議するとともに、併合された第1次請求と第2次請求の国家賠償請求部分において、裁判所の真摯な対応を求め、さらに闘っていくことを宣言する。

2021年11月17日

即位・大嘗祭違憲訴訟の会
即位・大嘗祭違憲訴訟弁護団

京都・主基田拔穂の儀住民訴訟 第5回口頭弁論

高橋 靖 ● 京都・主基田拔穂の儀違憲訴訟団 事務局

●第5回口頭弁論

(1月24日(月)午前11時30分、京都地裁)

準備書面4を担当した中島光孝弁護士が以下のとおり要旨を口頭で陳述した。

まず、前提として大日本国帝国憲法と日本国憲法における主権の所在、天皇の地位・機能等、また、政教分離規定についての比較を行った。その上で、知事らが参列した本件各儀式を含む大嘗祭の意義は、新天皇がアマテラスと共食することにより、神聖性を獲得し、国民が新天皇に服属することを確認する服属儀礼である宗教儀式であると、よって、京都府知事らの本件諸儀式への参列が憲法の国民主権原理違反、及び政教分離原則違反であることを述べた。

このことは既に準備書面3でも主張・立証したが、準備書面4は、それを、菱木政晴さん(宗教学)、駒込武さん(教育(史)学)、高木博志さん(歴史学)による3つの学者意見書や憲法判例も踏まえ、詳細に憲法論を展開した70ページ以上にもわたるもの。

今回の弁論で原告側の主張・立証は一旦一段落し、あとは被告側の反論を待ってそれに再反論することになる。被告側がどんな反論をしてくるか見ものだ。

次回第6回口頭弁論は4月18日11:30から。

●前日学習会報告

(1月23日(日)14時45分、京都キャンパスプラザ)

今回の口頭弁論での原告側の主張・立証内容についての前日学習会が開かれた。

まず、中島光孝弁護士が、準備書面4の内容について解説した。その後、上記3つの意見書の内容について、

各作成者(菱木意見書については事務局・高橋が代理)が解説した。それらの概要は以下のとおり。

〈菱木意見書〉

宗教学上、「宗教」とは「超越的なものとのかわりあいをもつ人の活動」と定義付けされる。よって、被告が主張する大嘗祭の性格としての「農耕儀礼」も宗教であり、「農業呪術」という宗教の一種と言える。この農業呪術である大嘗祭は、「幣帛班給」という、氏族の長(おさ;支配する者)が上位の「長」に幣帛(へいはく;神へのお供え物)を上納する宗教形態に起源を有する。よって、大嘗祭関連儀式における京都府知事は「主基国」の「長」に該当し、その参列はそれら儀式における不可欠な宗教行為である。

〈駒込意見書〉

日本の旧植民地であった台湾・朝鮮の教育・宗教の歴史の研究者の立場から、「国家神道」という概念の意味内容を整理すると共に、「国家神道」の解体を命じた神道指令の歴史的な意義から、京都府知事らの本件参列等の違憲・違法性を主張・立証するもの。

〈高木意見書〉

大嘗祭は大日本帝国憲法下の旧登極令に依拠したもので、その意義は、新天皇がアマテラスと共食することにより、神聖性を獲得し、国民が新天皇に服属することを確認する服属儀礼である。このことは、1928年の政府の公式見解からも明らかで、戦後においても神学上の見解や掌典関係者の記録等によってもその意義が変わっていないことは明らかである。

京都住民訴訟傍聴記

辻子 実 ● 即大訴訟の会 事務局

まん延防止等重点措置が適用され「不要不急の外出をお控えください」という都知事のお願ひもなんのその、「必要急用」とまん防準備中の京都に向かいました。

「必要急用」は1月24日の京都・主基田拔き穂の儀違憲訴訟第5回口頭弁論と、前日23日に開催された「前日支援集会・いよいよ訴訟は核心へ」の参加です。

前日集会では、中島弁護士第4準備書面事前解説に続いて、「意見書」を提出された高木博志さん、駒込武さん、菱木政晴さん（代読）から要点報告がzoomで行われました。

意見書の解説の中で、島菌進さんの国家神道論の詰め甘さが指摘されました。たしかに島菌さんの本や講演を聴いていると、戦前の皇室神道がそのまま1945年以降もあり続けているのはおかしいということまではナルホドなるほどと思わせるのですが、象徴天皇制の可否の所に行き着くと突然、ムニャムニャして、立ち位置を明らかにしません。彼は「明治聖徳記念学会」の理事でもあったわけですから。

また、折口信夫が「大嘗祭の本義」で提起した「真床覆衾（まどこおぶすま）」論も話題にのぼりましたが、これなども、1983年に岡田精司が新たに聖婚儀礼説を提起したりしていますので、『資料集・大嘗祭論抄・全』（神社新報社時の流れ研究会 研究資料・牟禮仁（編）・2019）あたりを参考に、京都府をおちよくる程度で良いかなと思いました。

京都訴訟の事件名は（行ウ）第22号京都・主基田の儀参列等違憲住民訴訟事件。そもそも事件名の正式名称の冒頭には元号年が使われているわけで、この旧態依然とした法制度のもとで、闘うのですから、たまったものではありません。当たり前前事を、何度でも繰り返さなければならない事に怒りさえ覚えるのですが、やり続けるしかないですね。

京都地裁101号大法廷は、通常なら100人位は入れると思いますが、コロナ禍の「社会的距離」ということで、50%規制。被告席は、前に2人（これは弁護士かな）、後ろに4人（京都府職員かな）。傍聴席にも、背広組が4人。これは府職員でしょう。

女性代理人のカジュアルなファッションにビックリ。政教分離訴訟に関わり続けていますが、思い起こしてみれば、女性代理人も常にスーツ姿。京都や大阪では時には、着物での出廷もあるとか。所変わればなんとやら、関西のファッション・センスに拍手。

11時30分開廷予定なのに、傍聴席の熱気に恐れたのか、あり得ない事態なのですが、裁判体の入廷は5分遅れの11時35分。その間、傍聴席からは、抗議の声も起こりましたが、これもなんらの釈明もないまま審理開始。準備書面4を提出し、担当弁護士による要旨の朗読が行われました。

ところで今回は、徳永信一弁護士や高池勝彦弁護士らを代理人として嫌がらせを行った安倍靖国参拝違憲訴訟の時のように、訴訟の結果について利害関係を有する第三者として、自己の利益を守るために、訴訟に

参加する「補助参加」はないのですね。

天皇の祭祀行為を問うている訴訟なので、神道関係者が安倍靖国参拝違憲訴訟の時のように天皇の祭祀行為の利害関係者として、準備書面4が主張している「帝国憲法下における同様に、服属儀礼であり、宗教儀式である」「国の関与行為も京都府の関与行為も本件宗教団体に対する付与行為であり、公の財産の利用提供行為であり、かつ、本件各参列それぞれ自体が宗教活動にあたるのである」で何が悪いんだ論を、法廷で堂々と論じてもらいたいものです。

以前の政教分離違憲訴訟では、神野藤靖国神社権宮司（当時）や葦津珍彦など被告側も証人を立てているのですから、学者や宮内庁関係者を証人に立てて闘う時でしょう。京都府神社庁、京都国学院の関係者の方々の奮起を期待。

【パンフレット紹介】

『大嘗祭「主基田抜穂の儀」住民監査請求から訴訟へ』

住民監査請求から違憲訴訟に至る経緯を、要請書、抗議書、住民監査請求書、意見陳述書等でたどる。また同時に、それらの書面によって「主基田抜穂の儀」の問題・違憲性が伝えられる。政教分離原則についても学べる便利なパンフレット。

●発行：「京都・主基田抜穂の儀違憲訴訟団」（靖国合祀いやですアジアネットワーク気付 06-7777-4935、2021年2月11日）

【インフォメーション】

ノー！ハプサ第2次訴訟控訴審 第4回口頭弁論

2022年5月12日（木）14時～
東京高等裁判所101号法廷

3月1日の口頭弁論で、次回第4回口頭弁論では、樋口雄一さんの証人尋問（主尋問90分）が採用されました。

* 傍聴券の抽選が行われる可能性があります。感染防止対策をとっていただいた上で、30分前までにはお集まりください。

原告の声を裁判所にぶつけよう！ ぜひ陳述書を書いてください

即大違憲訴訟の口頭弁論に原告の皆さまのご意見をできるだけ反映させ、記録に残したいと考えています。

事務局としては、弁護団にお願いをして、天皇制 NO や代替わり儀式などに関する原告一人ひとりの率直なご意見を「陳述書」の形式で裁判所に届けたいと思います。

お手数ですが、以下の要領で取りまとめていただき、事務局までお送りください。

是非ともよろしく願いいたします。

- * 字数に制限はありません。
- * 内容は、原告としての思いを自由にお書き下さい。また、即位の礼・大嘗祭等違憲行為が行われたことで、被害を受けたという具体的事例があれば、弁論上大きな力になりますので、ぜひ書き加えて下さい。
- * 取りあえず、ワードなどのデータを「事務局メールアドレス」あてにお送りください。データ化が難し

い方は、手書きでも結構ですので、「事務局住所」宛に郵送してください。

- * いただいた陳述書については、事務局と弁護団で共有します。その過程で、体裁を含めて、手を入れさせて頂く場合もあることをご承知ください。
- * 証拠として裁判所に提出する際には、陳述者の押印の必要があります。あらためて郵送させていただきますので、内容をご確認の上、押印してご返送下さい。
- * 勝手ではございますが、締め切りは、【4月2日（土）＝郵便到着日】とさせていただきます。
- * 送り先はこちらへ
〒 202-0022 東京都西東京市柳沢 2-11-13
即位・大嘗祭違憲訴訟の会
e-mail: sokudai@mail.zhizhi.net

【会費納入とカンパのお願い】

- ・もう年度末です。みなさまお忙しいことと思いますが、いかがお過ごしでしょうか。
- ・私たち訴訟の会は、複雑に進行している裁判に食らいついていくために、なんとか頑張ってきました。弁護団は書面作りのための議論を繰り返し、事務局も弁護団と足並みを揃えて裁判当日を迎えるために日々奮闘してきました。
- ・しかしながら、活動を重ねればそれだけ、書面や専門家証言なども含め費用がかかります。年会費未納の方は、どうぞご送金をお願いします。また支援カンパもお待ちしております。よろしくお願いします。

郵便振替口座番号：00120-3-293255
加入者名：即位・大嘗祭違憲訴訟の会

【転居のお知らせをお願いします】

ニュースの発送は経費削減のため、郵便ではなく宅配業者のメール便を使っています。郵便局に転居届けを出されている場合も業者への通知はありませんので、旧住所への発送となってしまいます。

転居された方は新住所を事務局にお知らせくださるようお願いいたします。

活動日誌（2021年12月—2022年3月）

【2021年】

- 12月7日（火） 弁護団会議
- 12月24日（金） 弁護団会議

【2022年】

- 1月14日（金） 弁護団会議
- 1月19日（水） 弁護団会議
- 1月23日（日） 京都・主基田抜穂の儀違憲訴訟前日学習会（京都キャンパスプラザ）
- 1月24日（月） 京都・主基田抜穂の儀違憲訴訟第5回口頭弁論（京都地裁）
- 1月31日（月） 弁護団会議／国家賠償請求裁判第10回口頭弁論（東京地裁 103号法廷）／法廷前にリーフ配り情宣／法廷後報告集会（日比谷図書文化館）／事務局打ち合わせ
- 2月17日（木） 弁護団会議
- 3月1日（火） ノー！ハブサ第2次訴訟控訴審第3回口頭弁論（東京高裁 101号法廷）
- 3月2日（水） 弁護団会議
- 3月17日（木） ニュース12号発送／第18回事務局会議
- 3月18日（金） 弁護団会議